

令和3年白老町議会議会運営委員会会議録

令和3年 2月16日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時30分

○会議に付した事件

協議事項

1. 第5次議会改革の検討
 2. 令和3年白老町議会定例会3月会議（第6号）について
 3. その他について
-

○出席委員（6名）

委員長	小西秀延君	副委員長	長谷川かおり君
委員	森哲也君	委員	前田博之君
委員	吉谷一孝君	委員	及川保君
副議長	氏家裕治君	議長	松田謙吾君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課主任 鍵井昭太君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 高橋裕明君
主 査 小野寺修男君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1番、第5次議会改革の検討、2番、令和3年白老町議会3月会議（第6号）ということで、こちらは補正の提案になります。3番、その他について、以上3点でございます。

それでは、まず1番の第5次議会改革の検討、こちらは前回のまとめも含めまして、高橋事務局長からご説明をお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 第5次議会改革の検討ということで、政策機能の強化の中でタブレット端末の導入という項目があり、そのことについて前回は検討を始めたのですが、別紙を御覧いただきたいと思います。2枚目です。前回、検討したことを整理しておりますけれども、まず1番目の導入につきましては、時期の問題とか導入段階の問題、準備の段階、導入方法などがありますが、意見としては国の方向性も鑑みながら取り組むべきである、今後活用できるシステムになっていくと思う、報告会・懇談会に活用していきたい、議員の成り手不足対応にもなる、段階的に導入するというご意見をいただいた中で、導入に向けて検討していくということになっています。その対応については、いろいろ皆さんの使い勝手の関係でいろいろなフォローが必要だということと、使いながら慣れていくしかないということ、もしくはいろいろなものに活用していきたいということで、ご意見が議場のことから全部出ましたけれども、タブレットの導入から始めていくということになっております。

2点目の活用方策の検討ということで、一応4つほど提示しておりましたが、1として資料を電子化していく、紙からデータに変えていくということと、2番目に情報伝達、招集とか通知関係をしていく、3点目に即時化ということで議場での使用を考えられる、4点目に会議などをリモートでできるようにしていくという段階が考えられますが、検討としては1、2について検討していこうと、一足飛びに全部を導入するというのは難しいので、そういう考えでいました。その中で対応ですけれども、何をどこからどうやってやっていくことの整理が必要だという課題整理、何に活用していくのかということも検討として出ておりました。

次に活用方策の対応ですが、1点目に費用の関係がありました。公費か私費かということで検討課題としております。大方の意見をまとめますと、タブレットのハード面については公費でいいのではないかとということで令和3年度でしたら交付金事業も使えそうだというお話が出ていました。ネットワークの関係で、いろいろなやり方があるので、その辺も検討課題として出ておりました。その際には使用するルール、取り決めが必要になってくるということで、意見としては公費ということとタブレット端末を導入ということでもあります。交付金を活用して10分の10、どこから始めるか、何をするかというところの検討から始めるということで、前回はご意見をいただいているところであります。本日は、(2)になりますけれども、導入していく方法、どういうことから始めて

いくのかというところとか、その周辺にある課題ですとか、進め方の問題、ネット環境とかがどういう状況にあるのかということも検討するために、今日は情報担当の鍵井主任に来ていただいていますので、その辺の確認とかご助言をいただければと考えております。

○委員長（小西秀延君） それでは、本日（１）、前回の報告をただいま高橋事務局長からご説明いただきました。そちらで何かご質問、ご意見等、もう少しこういう考え方もあるのではないかな等も含めまして、どなたかございますでしょうか。前回までの整理についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、（２）の検討テーマ、そしてタブレット端末の導入方策ですが、予算的などころでは、これからになりますのが国の第３次の補正が発表されて割当の大まかな金額も町に来ております。３月以降の会議になってくるかと思いますが、そこに組み込まれる可能性もありますし、また令和３年度の予算になっていくという可能性も考えられます。タブレットにおきましては、性能になりますと言葉が悪いですがピンからキリまであります。それをどの程度のところでやっていくかということも皆さんと考えていかなければならないと思いますが、まず（２）のテーマの中で、資料の電子化についてどのような方策で皆さんが行っているのか、行政からも鍵井総務課主任からいまでのようなまとめ方で町の職員の方々がＰＣ等も含めて資料を活用しているのか、その辺を若干ご説明をいただければと思うのですが。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 今回の町の状況ですけれども、基本的には紙を使っていることも当然ありますけれども、つくったワードのファイルですとかそういうものに関しては適宜、PDFという形式に変換しまして、送ったりですとかパソコンの画面上で見たりですとかというのも進んではおります。全部を印刷していると当然、コストもかかりますので会議場に持ち込むという場合は紙で印刷するのですが、そうではない国の通知なども今はメールやファイルで来ていますので、基本的にはPDFでファイルを見て、必要な場合に限って印刷をするという状態になっている状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 紙媒体でやる会議等もございますし、資料の作成はおおむねワード、もしくはエクセルも使うのかと思いますけれども、PDFに落として町職員の皆さんで共有をなさっているという形であれば、私たちのところに流れてくるときもPDFという形になるのかと思いますけれども。私もあまりこういう知識がないのですが、ワードとかエクセルというもので作りますと、そのままの状態データをもらいますと、自分でいただいたデータを書き換えていったりできるものになります。ただ、それをPDFに落としてありますと、私の認識だと勝手に変更はできません。紙と同じで自分で簡単に書き換えるということではできなくて、閲覧できるという見のがメインのパターンになります。その資料を書き換えたいとかそういうことであれば、頼んで元のワードの資料でいただいたりエクセルの資料でいただければ、それを変更していったりも自分ではできると。ただそれは、お互いの許可を得なければならないのかと思いますが、そういう流れで職員の皆さんは共有しているということでございます。先ほど、前段に高橋事務局長と総務課の高尾課長とも話していたのですが、私たちのところに回ってくる書類はA４サイズで回ってきます。これぐらいだとタブレットで見るのが上下にスクロールしていけば大体、そのままの大きさで見られま

す。目の悪い方は少し字が小さいかと思いますが、それは指を広げて文字の大きさも拡大もできますのでやりやすいのですが、一番困るのが予算書かと思いますが。予算書は皆さんご存知のとおり、見開きでこちらには大項目があって、そこにある程度の予算等の数字が含まれて、実際の事業に落とし込んだ予算は右のページに出てきます。そうすると両方、そのデータでもらいますとタブレットの画面ですと、結構小さくなるということもあるので、いきなりそのタブレットを全員が使えるかという、なかなか難しい問題も出てくると思います。最初のうちは慣れないから紙もほしいという方もいらっしゃるし、そういうことも対応していかなければならないと思いますが、それぞれの疑問点等、導入についてのご質問等があれば鍵井主任はITには町職員の中でもかなり詳しいと私も個人的に聞いておまして、私が聞かれても全然説明ができる程度の知識を持っていないものですから、ざっくばらんに分からないことは今日この場で聞いていただいて、疑問をまとめてICTの導入に向けて皆さんとの情報共有を図っていきたいと思いますが、ざっくばらんにご質問、ご意見等をどうぞ。

前田委員。

○委員（前田博之君） 前回、私は議会運営委員会を休んで西田議員が出ていますから、報告は受けていますけれども重複するかもしれませんけれども、大まかな1点として、こういう時代だからなのだけれども、私はこれを読んだら分かるのだけれども、逆にタブレット化したことによって我々の議員活動がどう還元されるか、これをやったことによって一般質問が一人でも多く活性化する、委員会で必ず質疑ができるのか、そういうものによって変わっていくのであればいいのだけれども、ここでいけば資料化になるだけなので、その辺が町民からしたらこれだけのお金を投入して合理化をしてICT化したのだけれどもどうだという部分が、どう解消されていくのかというのが非常に大きいと思うのです。ただ、ツールであれば我々の個々の議員としての資料の電子化の。その辺はまず1点大きなくりの部分があるのかと思いますけれども。それとは別にして今、委員長が言った1つとしては私はペーパーで勉強するというのは非常にいい部分があるのです。聞きたいのは、ここで即時化で議場使用とあるでしょう。今、委員長も話したのだけれども、いろいろな部分が資料が入ると、そのときに普通は今ここに病院の資料があるのだけれども、一番最後のページを見ながら前の本文と比較しながら質問をどうするかと組立てるでしょう。これになったときに1枚ずつこうやって見ないと出てこないです。そういう部分の即応性あるいは、その場でさっと能力を生かして質問ができるという使い方はできないです。だから逆に時間がかかります。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 確かにタブレットでファイルを開くと今、実際に議案を借りてきてこういう形で開くことができると、これをスクロールして読み進めたりですとか、小さいところに關しては2点でピンチすると大きくしたりという機能もあります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 5枚くらいの条例案がペーパーにしたら出てきます。第3条と第30条を比較してみて、文言がこうではないかというときにペーパーであれば3ページと15ページを開いて比較して言えます。ここではこう言っているのだけれども、ここはこう言っていると、その条例の整合性の条例化の正当性はどうかといったときに、3ページを見ていながら比較するのに議案

書で10ページを探さないと駄目なのでしょう。その部分のスピード感がなくなります。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 複数の資料を見比べたりとかするときには、タブレットはその辺は得意ではないというか、複数の資料を開いておいて切替して表示したりとなるのですけれども。

1つの画面上に複数の資料を同時にというのはタブレットは得意ではないところにはなります。当然、同じファイル名だと2つ同時に開けないとかという制約もありますので、1つの資料中の2ページと8ページを同時に開くですとか、交互に開くというのはあまり得意ではないところにはなるかと考えます。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） そういう部分があるから、今後はタブレット化になったからといって、それを見なさいということではなくて、資料要求をすればその部分はきちんと両方の使い方という形の流れにはなっていくのですか。広報広聴常任委員会の小委員会で整理されるのか分かりませんが、その辺はどうなのですか。

○委員長（小西秀延君） 今、前田委員がおっしゃったとおり、データがたくさん入るとするのはタブレットの利点だと思います。ただ、前田委員が言われたとおり、画面に何ページと何ページを同時に置いておくということは、なかなか難しいと思います。違う資料で前の年の資料を見るのであれば中に2画面を開いて置いて同じページを比べるということもできます。ただ、同じカテゴリーの中で同時にページを開いておくことはなかなかできないので、それは紙ベースのいいところでもあります。それで、いきなりこれを全部タブレットで議場でタブレットオンリーでやっていこうということでは現在、私は考えておりません。タブレットと紙ベースを併用して得意な方もいらっしゃるでしょうし、苦手な方もいらっしゃるでしょうし、皆さんがそれで全部いいとなればタブレットだけでもよくなるかもしれませんが、それはまだずっと先のことではないかと思えます。1年くらいでみんなが全部それのできるようになりましたという形にはならないかと、私は認識しております。前回、議長からもお言葉がありました、ペーパーレスということもメインで考えるのではなくて、両方いいところも悪いところがありますので、お互いに併用してやっていきたいと思えます。先ほど前田委員からもありましたとおり、町民に何がよくなったのだということでは情報の伝達が紙ベースよりは確実に早いのです。議案書なども委員会の資料なども行政の方が全員の分をコピーを取って、それから時間が間に合わない場合には議員のところ全員の自宅に送り届けているのです。それがボタン1つで済むようになります。そしたら、ほかの仕事もできるのです。これは、議会事務局の職員さんにも言えることですが、そういうところがICT化をする一番効率が驚異的によくなるのかという理解もしておりますので、なるべく併用して当初は慣れ不慣れもございますので、そのような形で進めていきたいと思っております。それについて、まだご意見あります方はどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） おおよその概要は分かりました。併用してやっていく、進めていきたいという考え方は私も全くそのとおりで思うのですけれども。併用することによって、逆に職員の皆さんの仕事が増大するとか、そういうことはないのですか。その辺りはどうですか。

○委員長（小西秀延君） 私が答えるのもあれですけども。使える方は自宅でもWi-Fiもございますし、例えば今日の議会運営委員会の案内なども全部、紙でやっていますけれども。これはタブレットを個人で持ちますと一応、全員に配信します。それを受取できないという方がいれば、そこだけファックスすればいいとなりますので、画期的にそれだけでも労力は減ると思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） もう一つ、このことによって格段に効率化になると思うのです。弊害となるようなものがきちんと洗い出して検討しておかないと、途中で様々な問題や課題が出てくるとなると非常に大変だと思いますので、事前にそういうことを踏まえた中で進めていければと思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員おっしゃるとおり、電子化することによって大量の資料を持ち歩けることとなります。情報の流出とかそういう点はきちんと考えていかないと私はまずいと思っています。その辺は、町職員さんはどのように行われているのか鍵井総務課主任、少しその辺を説明していただけますでしょうか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 町におきましては、基本的には貸出し用のパソコンなどもありまして、例えば外で説明会などをするときには持って歩ける端末は用意はしておりますが、原則として個人情報などは入れないという形で運用しております。個人情報や大事な行政情報に関しては基本は職員の机にあるパソコンから動かなさないと運用でやっている状態ではあります。会議等で例えば病院に関する会議を病院でやるということで役場から行くというときには、事前に町内のネットワークを通して、向こうにデータを送って向こうで開くという形のように極力、持ったまま持ち歩いたりしないというところは気をつけているところでございます。USBメモリー等にも極力、そういう行政のデータですとか個人情報入れない形で持ち運ぶ際には細心の注意を払う形で指導、運用は行っている状態でございます。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。その点について、どうでしょうか。ご質問等はないでしょうか。

及川委員。

○委員（及川 保君） ここで議論して、進めていくということではなくて、途中でこういうこともあるのかという様々なことがあると思うのです。進めていく段階でそういったことを解決していく、責任範囲も含めて進めていくということではないのですか。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。ただ、情報管理とか使用の制限、タブレットが各個人に来ましたら、インターネットは幅広く使えるものですから、どういう取り扱いをしたらいのかというのが情報管理と併せて、ある程度それを規約といたらおかしいのかもしれませんが、ルールを設定していきたいと思いますので、そこで考え得ることはご意見としていただいたり、それをまたルール化していくという方策を取っていきたいと思っております。その辺のお考えがあれば、高橋事務局長お願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 想定はそのようにしているのです。前回までにお渡ししている資料の中に活用方法からセキュリティー対策までの資料を入れておりますので、それを参考にして白老町

のルールを検討していただければと考えております。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） そういったことがきちんとルール化していくということであれば、私は大筋において進めていくということだと思います。ただ、それを悪用するということも下手をするとあり得ますので、そういうことも含めた中で運用していくということだと思います。

○委員長（小西秀延君） 先般、委員会の中でも出ていたのですが、タブレットを使用するに当たって、議場は今Wi-Fi環境は整っているのでしょうか。もう一つ合わせて、議会事務局、控え室等でもタブレットを使うとなったらWi-Fi環境は整っている状況になっているのでしょうか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 今、現在においては議事堂ですとか議会事務局にはWi-Fiの設備はございませんので、これも今回この国の3次補正の交付金事業において、庁舎の主要会議室ですとか議会議事堂、事務局等にWi-Fiを敷設するという事業を今検討しているところでございます。

○委員長（小西秀延君） そうなりますと、Wi-Fi環境を整えるときに町とは独立したサーバーを設置してWi-Fiルーターも全部、環境も別にしたほうがいと町の秘密保守の観点もあると思うので、そういう形になっていくのか、その辺も教えていただければと思うのですが。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 今、検討しているネットワークの状況ですと、町の行政情報が入ったネットワークとは別のもので、単純にインターネットに抜けていくだけというフリーの回線がありますので、その回線を利用して各会議室ですとか議事堂ですとか主要なところにWi-Fi網を構築しようという形で検討しております。この回線に関しては町の職員も使うのですけれども、基本的には外部で増えていますウェブの説明会ですとか、オンライン会議等に使うということで行政情報はそこに入れないという形で考えておりますので、議員ならびに職員、町民がみんな使ってもお互いに漏れない、横の端末が見えない設定を施すとともに、ここはフリーな回線ということで用意する予定でおりますので、大事な行政情報等は基本的には乗せない形で考えているところではございます。もし大事な資料のやり取り等があるのであれば、例えばあえてネットを介さないでUSBですとかで直接お渡しするという方法もありますので、ネットで配信する資料とネットを通さないでやる資料という使い分け等が今後、必要になってくるかと思っております。

○委員長（小西秀延君） 議会で別にクラウドを立ち上げて使用するというのも可能なのでしょうか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 可能です。インターネット上にクラウドの領域を別途、契約をして、そこにデータを置くという方法もありますし、高橋事務局長おっしゃっていたメールなどで資料を直接、送るという方法もあります。あまりインターネットの利便性からは逆行するのですけれども、例えば議会事務局内にサーバーとWi-Fiを立てて、そこしかつながらないネットワークの中から資料等を配信するという方法もできますので、そこはまだどのような形でやってくるのかというの

は、色々方法はあるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。議会は議会の必要な資料をみんながいつでも見られるように、クラウドというのはみんなが情報を共有できるシステムになっていますので、それを使えば議会側としては便利かと、一度に皆さん同じ情報をいつでも共有できて引き出せるようになりますので、それと行政のシステムとは別にしておかないと私もまずいと思えますので、また今後、導入のときに専門家の方にどういうことをやってもらうのが一番いいのかと、素人だとかなり時間もかかりますし、分からない部分もありますので、そういう考え方をしているところですが、その辺についてほかにご質問ありますでしょうか。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） いずれにしても、このコロナ禍の中でこれだけのICT、インターネット環境を各自治体が揃えるようになってきたということが現実にあるわけですから、各自治体でもいろいろな環境整備については不安材料とセキュリティーの問題等々、多分協議されていることになると思えます。私たちのインターネット環境を今回の第3次補正の中でやっていこうというのは私たちは遅いほうだと思うのです。もっと先んじてやっているところはやっていますので、そういったところの状況も鑑みながら、今後の対応に資してはどうかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 副議長から、ほかのところも既に数年前から導入しているところもありますので、そういうところの情報もきちんと精査をしていって、白老町ではどういうルールで、どういうシステムでやっていくのかというものを皆さんにまた資料等でお見せできる時期になりましたら、改めてそこを検討していきたいと思えます。①は、まずその程度でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ②の情報の伝達なのですが、情報の伝達もどこまで当初やっていくのか、皆さんが慣れてくればいろいろなものの情報伝達というのでできるようになると思うのですが、この辺の中身を高橋事務局長から、もう一回説明を兼ねてどの辺まで当初、考えていけるかご説明をお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 情報を伝達していく種類もありますし、時期もあるのですけれども。まず今、運営基準では招集通知とかそういうものは全部ファックスで行っています。ファックスは事務局から配信して皆さんのところにいきますが、今のファックスの設置状況は全部個人負担のではありません。そういう状況でいくのですが、我々は当然、送信記録といたいのが最後に出てくるので全員にいつているのかどうかの確認はしますけれども、ただそれを見たかどうかという確認は事務局ではできないのです。そういうものを送ったときに、見たというラインを使っている方は分かりますけれども、既読と出ます。それで見ているのだというのが確認できるほうが情報が届いたということが分かりますので、そういう活用方法があるということです。一般的な招集とかではなく、連絡事項とかそういうものもファックスでやっているわけですが、それをメールもしくはクラウドでお知らせするということです。簡単なやり取りも電話とかも当然ありますけれども、できるということが考えられます。1番目にあつた議案とか資料等の送付ができるということになりますけれども、この中で事務局で考えるのは、どこまでが費用の問題でいけば公費か私費かという

問題も出てくると思いますし、どこまでが伝達するのにネットを使ったほうがいいのかという問題もありますので、その辺のご議論をいただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長から説明をいただきましたが情報の伝達、これについてのご意見、ご質問等ございますでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 情報の伝達のスケジュール、導入がいつになって、どう使うかという行程が分からないのに、どこまでやったらいいのかという話になるのかと思うのです。これで送られて見る人は見てもいいけれど、私は資料と議案というのは紙ベースで送ってもらわないと全体の把握ができませんから。今後、スケジュールによって招集通知あるいは打ち合わせ、今の状況から一歩進んでどこまでができるのかという、スケジュール感がないと何とも言えないのではないですか。新年度からすぐにやるとなったら、資料や議案がタブレットベースで本当にすぐ対応できるかどうかということもあります。紙ベースも一緒に送ってくるのかどうか分かりませんが。そういう部分のスケジュールによって徐々に慣れてくるとかという部分も出てくると思うのだけれども、ただスケジュールがないのにどうしますかという話になるのかと思うのですけれども。導入時期もまだ分かっていないわけでしょう。物理的なことが整理されて、だからこうだということが入っていかないと、少し飛躍しているのかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） ただ導入されてしまうと、もうすぐに情報発信ができるようになってしまいますので、どの程度からやっていくかというところは決めておかないと、来たのはいいけれどしばらくは使いませんということでは意味がなくなりますので。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 導入にスケジュールについては、令和3年度中に交付金事業が採択になれば導入は可能になると、ただ前段に話した資料とか議案については併用していくということを行っていますので、それは心配ないと思います。仮にタブレットが届いた後の話ですけれども、まず使い方の勉強、講習、訓練をしなければなりませんので、ひと通りそれが終わった後に配信テストだとか、やりとりの使い方などを研修みたいにしてやる期間も当然必要になってきますので、そういうことを経てから徐々に移行ができてくるのかと考えています。

○委員長（小西秀延君） 今、おっしゃったとおりスケジュールの明確化は、もう少しお時間をいただきたいと思います。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 言い忘れましたが、情報の伝達で何を伝達するか何をやり取りをするかという問題の中に、機種を選定があるのです。何をやるかによってどういう機種を選定するかという問題がありますので、そこが決まらないと機種も導入できないのです。ただ単に何でもできる機種でいいのだといたら30万円も40万円もするかもしれませんし、こういうことに使いたいというものがあれば、それにあった機種を選定するということになりますので、そこら辺があるので、どういう情報のやり取りが必要なのかとかということが問題になってくると思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 私は素人だけれども、うちもWi-Fiやっているのだけれど。それによ

ってインターネットなども使えます。あるいは自分で引き出したりもできます。今、ここに議員に配布されるタブレットというものは、どこまでの制約のものになるのですか。そこをしないと、制約はかけるけれども使い方によってはいろいろインターネットをやれます。議場でも入るのであれば答弁があったけれど、用語が分からないからやったら出てきたとか、タブレットがどこまで個人に制約、規制があってそれ以上の能力を発揮しないものになるのか、その辺がきちんと整理しないと使う側もどうやっていいのか分からない。当然、研修したりその前に機種を決めると思うのですけれども。整理されてこないと結果的に話があっち行ったりこっち行ったり、失礼になってしまう気がするのですけれども。その辺をもう少し書類に整理して、機種はこうだよこうだよということ、今回はこれを整理しなければいけないと順番的にやっていかないと、総括的に来てしまうとあっちに飛んで行ったりしてしまっ、私たちがこんがらがってしまうのです。どういう質問をしたらいいのか分からなくなるのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 先ほども少しお話しさせてもらったのですが、タブレットを導入するに当たって、そういう面でのルール化も必要になってくるかと思えます。制限する機能がついているものもありますし、まるっきり制限ができないものもあるのかもしれないのです。私も詳しくはありませんが、議会としてのルールを決めていかなければならないですし、1番は前田委員からもありましたが、Wi-Fi環境を個人でお持ちかどうなのか。会社で持っているという方でもいいのですが、そこも会派で調査をしていただいてWi-Fiがないと普通の通信でやり合っていると、普通に通信料がかかってきますので、その方のタブレットの通信料がかなり高くなっていくということにもなりますので、その辺の整理も必要なかと思っております。議会としての環境整備と個人としての環境整備をどうするか、そして情報等の管理等を含めたルールをどうするか、大きくは3つくらいを方向性を固めておいて、こういう文書になりますというものの、今日はたたき上げにしたいと考えていますので、ざっくりばらんに今、前田委員からもありましたが、そういうご発言をいただければと思います。その辺、鍵井総務課主任、思い当たるところとかありますでしょうか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） タブレットの機能の話なのですけれども。マイクロソフトのサーフェスという機種でおそらく一番高いラインのもので何でもできるという形です。そこから費用を削っていくと例えばキーボードがつかなくなって、これだけになるですとか、画面のサイズが下がっていくとなると当然、金額も下がっていくという形にはなります。今、これはA4と同じくらいのサイズですので、A4の資料を見るのは丁度いいのですけれども、これを例えばもう少し下げていくと小さくて見づらくなるですとか、そういう制約も出てくるというのがありますし、キーボードはこの機種の付属品でこれ自体が1万5,000円くらいするのですけれども、キーボードが必要かどうかというところがありまして、ある程度、手で持てるサイズのタブレットでしたら、フリック入力という携帯電話の使い方というものもありますので、そういう形でメールが来たものを返信するというのでいいのであれば、ここのキーボードは不要になるですとか、画面サイズはここまでしなくてもいいとなれば費用が上がったり下がったりするというのがあります。先ほどもお話しありましたが、インターネットの制限に関しては、制限するツール自体も有償になるとは思うのですけれども、あるのですがおそらく現実的な金額にならないというところもあるかと思っておりますので、基本

的には皆様の運用の中で議事堂内ではインターネット機能は使わないですとか、そういう取り決めをしていただいて運用するのがいいのかというところではございます。

○委員長（小西秀延君） 通信料は一般的には、どういう扱いになっているのでしょうか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 大きく分けまして今、インターネットの無制限の通信でいきますと、光回線を使ったフレッツ光的なものですとか、あとは役場でも実際に使っているのですけれどもユーキューワイマックスという携帯の電波を使ったインターネットもありまして、この間委員会でも議事堂を使わせていただいたのですけれども、コンセントを差して水筒みたいなルーターを置いて、そこでWi-Fiができるというものもありまして、光がプランがいくつかあるのですが、一般的なプランでいきますと月額5,940円ですとか、プラスプロバイダー料金ということで大体1,000円から2,000円くらいの範囲内という形になるかと思えます。2年割ですとか、ドコモ光とか、いろいろなコラボメーカーもありますので、ご自身の状況を見ながら選んでいただければ、もう少し費用は下がるかとは思いますが。携帯系の持ち運び型のWi-Fiですと月額4,000円という形になる、これも2年間の契約が必要だとかというしぼりはあるのですけれども、しぼりをきつくしたりですとか、いろいろなコラボサービス、プランを使うことで多少下げることができるかと思えます。このほかに初期工事費として2万円くらい、モバイルの場合はルーターのレンタルする料金ですとか買う料金とかかかりますので、大体月額5,000円から7,000円くらいの間になるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） Wi-Fi環境もない方も、そのプランに入れば小さいルーターみたいなものもつけられるということで考えてよろしいのですか。

鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） モバイルは、もともとWi-Fi環境になりますので、これ自体がWi-Fiルーターになりますので、そこは解決できるのですが、光回線の場合はモデムがあってそこから引くので、ご自身でWi-Fiルーターをご購入いただくか、もしくはNTTの光電話等のセットで入るWi-Fiルーターというのもありまして、それもレンタル料はかかるのですけれども、月800円くらいで一緒にレンタルすることは可能です。

○委員長（小西秀延君） 氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 聞きたいのですけれども、私も携帯電話がつながるところではどこでもWi-Fiがつながる、テザリングで携帯電話の電波が届いているところであれば、どこでもインターネット環境がつながる、できるということで、私はそれですとやってきているのだけれども。家の中ではWi-Fi環境があるから家の中でのWi-Fiは使うけれども。ほかに行ったときにルータもなければ何もないというときには携帯電話を媒体にしてできるのです。ブルートゥースさえ使えばテザリングという方法があるのです。議会事務局に来て、ここで資料を打ってメールで飛ばすときにもここでは普通では飛ばないでしょう。携帯電話の媒体を使えばここで打ったものをすぐにメールで飛ばして、すぐに変えることができるのだけれども。料金は月極でやっているもので、それ以上出れば使えなくなりますし、そういう環境で今まで資料なども調べているものはそうなのだと思うのです。資料請求したいとか自分で調べたいということでWi-Fiを使いたいときには結局は自分の持っているパソコンで調べて、例えば今後、議会から来る機種で確認したりだと

かというセキュリティがそこでかけられたりするかもしれないし、今後のやり方次第なのかもしれないけれども。そういうやり方もあるということです。携帯電話だとかスマートフォンなども皆さん持っていて、スマートフォンのブルートゥースを使いながらテザリングを起こして、やれるということです。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 今、おっしゃられたテザリングの機能は確かに有効というか実際にありまして、大手の会社ドコモ、au、ソフトバンクとかだと問題なくテザリングも利用できるかとは思いますが、テザリングする際の容量ですとか料金の話になりますと、確か大手は皆さん無料でできるとは思いますが、例えば皆様の料金プランが月何ギガまで使用可能という、その何ギガの枠のところを使って通信しますので、例えば通常ですと文書ファイルなどは1メガもない、1ギガというのは1000メガで1ギガなので1ギガの1,000分の1くらいのものでしかないですので、そんなにやり取りをしないようであれば、新たにWi-Fi等を用意しなくても、自分の携帯電話のプランをある程度、大きな月5ギガプランですとか7ギガプランにした状態でテザリングでやるという方法はあるかと思います。

○委員長（小西秀延君） いろいろな環境のやり方があるということで、必ずしもWi-Fiがなくても、Wi-Fiがあれば一番制限はある程度なくできるのですけれども、必ず皆さんの携帯電話は契約をしてギガ数が決まっています。無制限の携帯電話もあるので、そうすると料金は高くなっていますので、そういう契約をしていると思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今のテーマなのだけれど、氏家副議長が広報広聴常任委員会小委員会もやっていますけれども、今やったものをある程度、小委員会で全部整理されてどうだということではなくて、議会運営委員会で細かくやっているけれど、その整理して広報広聴常任委員会に持っているのですか。整理の仕方、今まで広報広聴常任委員会で整理してきました。こういう問題は小委員会で整理されて、こういう流れでいくというのが議会運営委員会で分かったということになるのではないですか。例としたら、議会事務局が送って来るのは受ける側はお金がかからないです。通信料は、受けるほうもかかるのですか。1つの規制のギガとかを決めているのに、どんどん来たら資料が多くなったら足りないの皆さん10ギガにしてくださいといったときに、基本料金が上がってきます。それは町側が持ってくれるのですか。本人負担なのですか。こちらから送る場合もあります。双方にお金がかかるということです。その費用が議員活動だから持ちなさい、それ以外は公費だとかという問題もあります。委員長、氏家副議長も小委員会にいますので、ある程度もう1回バックしてもらって整理してもらって、やったもらったほうがいいのではないですか。小委員会で視察して基礎的な勉強をしていますから。私たちは分からないから、つかみで物しか言わないから、会話が成立しないみたいなので悪いので、どうですか。

○委員長（小西秀延君） ただ、広報広聴常任委員会では、タブレットがあれば広報広聴常任委員会として使えるという中で調査しているのです。議会改革として、導入するというのが今回メインでございますので、広報広聴常任委員会の情報発信というのは、すごく限られているのです。広報広聴常任委員会でやっていることは、町民にSNSを通じて情報を発信したりですとか、町民の方

とオンライン会議にも使えるとか、ある程度限られたものの、あればこれができるというものだと思うのですけれども。議員同士の情報のやり取りだとかというのは、広報広聴常任委員会の役目ではないのです。目的が違うといいますか、広報広聴常任委員会でやられているのは、タブレットをみんなが導入しなくても1台あれば情報発信できますし、議会事務局のパソコンからでもSNSの発信はできるので、議員同士がみんなタブレットを持って情報共有をするというのとは全く別物の考え方なのです。

氏家副議長。

○副議長（氏家裕治君） 私も小委員会のメンバーですから、お話ししますが、まずは今回のコロナ禍だとか感染症等に対応して、例えば町民との何か懇談会をしたときに、こういう時期だからできないになってしまうという時期がずっと続いてしまうのではなくて、情報発信の1つの媒体にしてみたり、そういう環境にない町民の人たちもたくさんいるわけですから、そこはどうするのかと、きちんと考えられる選択肢を持つてではないかということが1点あるのです。こういうコロナ禍であっても学校はきちんと行ったり来たりしている、高校生とリモートを通じて何か情報発信だとか議会に対しての考え方や要望だとか懇談会などを開けないかとかという、そういった可能性も開けてくる。先ほど委員長も言っていましたけれども、タブレットがあることで小委員会ですら小委員会をやりたいのだけれどもどうだろう、私はこの日は予定を組めないから10時からだと無理だけれども3時からだったらできるというのであれば、ちょっとした委員会であればリモートを通じての委員会などもできるのではないかと、そういったところの発想なのです。まずはタブレットを揃えてもらうことが第一で、セキュリティについては、議会運営委員会の中でいろいろお話をしてもらわないといけない、自分たちも勉強しなければいけないけれども、議会運営委員会の中でいろいろな使い道についても議論してもらったほうがいいという話だったのです。それで前回、ここでリモートの会議を1回実演してみようということをやってみたのです。私は全然、分からなかったのですけれども。これは何かに使えるかという感覚は持ちました。全てではないですけれども。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 先ほどの状況は分かりました。単純な疑問で、先ほど前田委員から受ける側も料金がかかるのだと鍵井総務課主任からお話しありましたが、それは全くそのとおりなのですか。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 料金がかかるというか、ファックスみたいに1回送って10円というお話ではなくて、自分で契約している携帯電話のプランの中で何ギガまでというものの何ギガがメールを送っても減るし、メールを受けても減るという、そこはデータ自体をやり取りするということで電話とかファックスとは違った概念になるというのはあります。文書のファイルでしたら1メガもないですとか、大きな図面だとしてもせいぜい5メガ、10メガというところですので、今の携帯電話のプランの何ギガというところでいくと大体1,000メガで1ギガなので、通常の文書のやり取りくらいであれば、そこまで圧迫するものではないかとは思いますが。例えば、動画のファイルの何日の議会の録画したものをお送りしますとやってしまうと、減っていったりですとか、ユーチ

ューブで配信しますとか、ズームで会議をしますとかとやっている、その減り方はかなり早くなるかとは思いますが、追加で費用がかかるというよりは自分の契約している携帯電話のパケット量がどんどん減っていくイメージです。それがなくなってしまうと、ものすごく遅い通信に変えられてしまって、それをもう1ギガ分だけ増やすといった場合には新たに費用が発生する、例えば1ギガを980円で買うみたいなイメージになりまして、翌月まで待たなくてはならないとなりますので、送るデータの容量などこれは送るとか、これは直接という配慮は必要かと思えます。

○委員長（小西秀延君） 長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川かおり君） 料金のお話なのですけれども。あくまでもWi-Fiの環境が整っていれば、料金はかからないというお話ですか。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 光回線に関しては2パターンの料金プランがありまして、1つは今までどおりの無制限でいくらでも通信できるというパターンと、もう1つは2段階式の料金プランもありまして、例えば3ギガまでなら4,000円だけれど10ギガ以上は6,000円という3ギガまでは安いのですけれども、重量制になっていって10ギガ以上はそのままという2段階のプランなどもありますので、一概に完全無料でということではなくて、基本的には無制限なのですけれども制限を入れたプランというのものもある状態です。携帯電話に関しては先ほどお話ししたワイマックスに関しては、基本的には無制限なのですけれども、例えば3日間で10ギガ使ったら制限されるという、ずっと無制限でできるわけではなくて、ある程度の制限はある形にはなります。ただ基本的にはWi-Fiのプランですとか光回線の場合は、ほぼ無制限というところの認識でいいかとは思いますが、テザリングの場合は自分の携帯電話のギガ数が減っていくというニュアンスになるかと思えます。

○委員長（小西秀延君） その環境とか料金については分かる方とある程度、一定どの程度の情報量をやり取りするかでプロにもみていただきながらの契約になると思えますので、その辺はこういうものだけということだけで理解していただければ今日は大丈夫です。それを経て今、出た問題等をまとめて要綱、ルールをつくってプロの方とお話をして導入をしていきたい、そのときにはこういう形になりますと、大体ルールは皆さんお分りいただいたかと思えます。スマートフォンを持っている方は自分の契約でデータ量をどうするのだと、少なくとも安くなりますから。使う人は高いプランに入って使えるギガ数を増やすという契約になりますので、どの程度の情報のやり取りをするかで適切なプランがありますので、それとWi-Fi環境をどうするかということが大きいかと思えます。問題をこういうのがありますということを理解していただいて、そこで情報のやり取りの中でどういうものを設置していけばいいか、もう少し皆さんの中にそろったときに紙ベースに落として情報提供を改めて今日の問題を含めてさせていただきたいと思えますが。

及川委員。

○委員（及川 保君） おおよその状況は分かったのですけれども、②の部分の情報の伝達はどこまでやるのだという、委員長の進行の話がありました。そうすれば、招集通知とか打ち合わせとか議案というのは厳しいのではないですか。その辺り含めて、せいぜい招集通知とか今、ファックスでやっている通知とか情報発信くらいなのかと思うのですけれども。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 今、ご提案いただきました、まずは招集通知と情報発信と委員会等で使

うくらいのA4ベースくらいの簡易なものはデータでもらっておけば、紙を使う使わないにしろ収納でも楽ですから、いらなくなったら全部入っていますから。ご自宅での収納も楽になるので招集通知、情報発信、そして委員会等の簡易的な資料でまずは始めてみるという形で皆さんどうでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） いいです。それと及川委員も話したのですけれども、光ファイバーの入っているとか入れていないとかあると思うのです。初期投資の部分がタブレット化することによって議員に負担がかかったときに、タブレットの本機は交付金でただみたいですけれども初期投資と逆にスマートフォンで50ギガなら何千円、12ギガなら何千円と料金が決まっています。我々がこの資料を送るときには最低、何ギガまでの資料送付で耐えられると、そこまでの部分については通信料がどうなるか分からないですけれども、それ以上のものを持っている部分はどうか、そういう部分の初期投資とかかかる経費について今は10円なのですけれども。その辺がかなり多分、料金が付加されてかかると思うのです。その辺も料金的な最低の試算を出しておかないと、後々どうなんだとなると思うのです。今、光通信に制限して入っている人もいると思うのです。それによってWi-Fiの範囲もあると思うのです。そういう部分は皆さん知っていると思うのですけれども、私たちや及川委員や議長のクラスになってくると分からないので、その辺の試算を出しておいてもらって、どういう選択をするかということが大事だと思うのです。わたしはそこが一番大きいと思うのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 大まかなことになってしまうと思うのですけれども、各メーカー、各ブランドで電話は大体、大手は合わせて安くするというのがありますけれども、そのほかにも電話でも料金とか全部違うのです。大まかなところをご説明できると思いますけれども、あまり細かくは無理かと思えますけれども、大体こういうものかというのには分かるようにしたいと思います。会派の方でWi-Fi環境があるかないかだけのチェックだけはしておいていただけますか。それで個人の方の通信料がかなり変わると思えますので。全員がWi-Fiがあるということとなると結構下げても皆さんの通信料は安いので設定しても大丈夫かというところもありますし、その辺の環境がどうなっているのかの環境の把握ということをお願いしたいというところでございます。せっかく今日、鍵井総務課主任が詳しい方が来ていただいていますので、ここで聞いておきたいことがあれば、聞いていただければと思います。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 鍵井総務課主任が答えられるかどうか分からないのですけれども。先ほど言っていた情報伝達の中身によって機種代が大きく違うというところだったのですけれども。今、議会で出ている中身のことをするとしたら最低どれくらいのラインの機種にしなければいけないのかということを押さえておきたいです。もっと言うと30万円するものをそろえられる予算があるのでしたらいいですけれども、予算がないにも関わらず高いものにしたら残りの分はどうするのだという話にもなってくるかと思うので、その辺のところをお聞かせいただきたいです。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） まず、一番高いところでいくと、これが何でもできるモデルという

ことで、これで大体町内で調達すると23万円とか25万円というお高いところのラインにはなります。これは今、ウィンドウズでキーボードがついてペンもあって何もでもできるようにして入るのですが、ここから例えばペンをとるですとか、ただのタブレット形式にするとA4サイズで大体10万円いかないくらいとか、もしくはノートパソコンのようにこの形をひっくり返した形のコンバーチブルという形のものもありまして、ウィンドウズでも大体12万円、13万円とかで市場価格ではそのくらいになります。ここからもっと下げていくとなりますと、例えばサイズは小さくなりますがアイパッドプロ的なものですか、ウィンドウズではないタブレットとなりますと、もっと金額が下がってきて市場価格で8万円とか6万円とかになって行くのですけれども。ウィンドウズ以外にした時点でオフィスとかも使えなくなったり、もしくはマイクロソフトではない謎のオフィスみたいなものを入れないとワード、エクセルが使えないですとかというのも出てきますし、そもそもキーボードがないということになってきますので、そこは何をやるかによってキーボードが必要かですか、オフィスが必要か、もしくは画面のサイズを何インチにするかというところで費用的なものが大分変わってくるということです。中国製のタブレットとかとなると、もっと安くなって3万円までいくのですけれども、果たしてそれで情報の保全ですとかその辺が大丈夫かどうかというところにもなってくるかと思しますので、その辺も踏まえた形で機種選定は考慮していきたいというところで考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますでしょうか。

森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。1点確認したかったのが、役場で使っているパソコンとかタブレットの更新時期というか導入したら何年くらい使えるものなのか今、現時点で役場の職員のパソコンはどのくらいで更新しているのか、その辺を確認できたらと思いました。

○委員長（小西秀延君） 鍵井総務課主任。

○総務課主任（鍵井昭太君） 通常、役場で使っているパソコンですが、税法上の耐用年数は4年でメーカーの推奨の保守年限が大体5年間になっておりますが、実際はもっと使っております、とことん使えるまで使うというところと、そのパソコンが遅くなりすぎて逆に業務に支障を来たすというレベルになるぎりぎりのところまでは使っている状態でございます。役場にある一番古いパソコンでいうと平成24年とか平成25年とかですので、8年くらい使っている状態ですがウィンドウズ7のものを無理矢理、ウィンドウズ10に変えたりしたのもあったので、大分遅くなっているというところはあるんですが、ぎりぎり使っている状態でございます。タブレットになりますと、メーカーの方から聞いたお話なのですけれども、実際は4年くらいでバッテリーの駆動が多いですので、バッテリーが壊れて変えられなくなるということもありますので、おそらくパソコンよりは実際に利用できる年数は短くなるかと考えております。役場の中でもタブレットがまだ数台しかない状況ですので、統計は取っていないのですけれども。大体、パソコンですと5年から8年くらいでタブレットだと今のところ聞いている話だと4年くらいと、もちろん4年ですぐに壊れるわけではないので、5年スパンくらいで更新になるかとは今のところは考えてはおります。

○委員長（小西秀延君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） なければ、鍵井総務課主任におかれましては本日、お忙しい時間ありがとうございます。ここまでということでご出席ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 25 分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま、1 番の第 5 次議会改革の検討ということで、(1)、(2) を皆様にご議論いただきました。それは、今日出た意見を参考にさせていただきまして、これからの進め方の方向性にしていきたいと思います。特に 1 番、2 番合わせてまだ疑問点、このようにしたほうがいいのかというご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。大体、今日のところはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ありがとうございます。それでは、方向性はそのように進めていくということで皆さんの同意をいただけたということで進めてまいりたいと思います。

それでは、2 番の令和 3 年白老町議会定例会 3 月会議（第 6 号）について、高橋事務局長からお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 3 月会議につきましては、9 日から 19 日まで 11 日間の会期で行う予定でございますが、その会期中に間に合わない案件があるということで町と調整しておりますが、そこに書いてあるとおり令和 2 年度の一般会計の補正と令和 3 年度の一般会計の補正をしたいということで、内容は今聞いている範囲ではいずれもコロナの交付金事業の関係で国の 3 次補正が終わりまして、令和 3 年度に交付金事業を行います。それは当初予算では間に合いませんので、その後にするということで聞いております。コロナの交付金事業の関係が令和 2 年度分と 3 年度分があるということです。条例改正につきましては今、検討を進めていると思いますが、課の設置条例の改正を予定しているということをお聞きしております。課の設置条例が変われば議会の委員会条例、委員会の範囲が変わりますので、課の設置条例があれば委員会条例の変更もあると考えております。3 月 23 日を予定しておりますが、交付金事業は通例でいきますと事前に説明していますので、その説明会を 19 日の本会議終了後に 23 日の議案の説明会をしたいということで聞いておりますので、本日の議会運営委員会では 19 日に議案説明会をやって 23 日に定例会を行うということでよろしいかどうかご検討いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明がございました。令和 3 年の 3 月会議についてご質問等あります方、いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 1 点だけ確認です。補正予算の関係で令和 3 年度の一般会計で補正予算をします。3 月 23 日付けで国の 3 次補正予算で新年度予算は可決になっているのですけれども、新年度予算が執行しないうちに令和 3 年度を旧年度で補正していいのかどうか。従来であれば令和 2 年

度にやって繰越してやっています。国から財政法上予算をつくったりするときに、いいのかどうか議会でチェックしておいたほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今のお話ですけれども、令和3年度当初予算は予定では3月19日に可決になる予定ですが、その後に補正第1号ということで今回出ますけれども、端的に言いますと構わないということであります。過去にも実際に事例があるのです。それは大丈夫だと判断しております。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 議会としても議長が議会運営をしますから大事なことなのです。ですから、文書か何かで整理しておいてほしいと思います。そして議長にきちんと渡しておいてください。どういう根拠でいいのだと、過去にあったからとかではなくて、町もチェック機能が甘い部分がありますので、議会にそういう粗相が起きたら困りますので、きちんと整理をして議長に根拠を明示してオーケーをもらうようにしておいてください。その結果は後で議会運営委員会でも出してほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 事務局で確認を取って、また議会運営委員会の場でご説明をしたいと思います。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、3月定例会を記載のとおり、令和3年3月23日、1日間ということで、皆さんにご同意をいただいということにさせていただきますと思います。

次に3番、その他について、次回の開催について高橋事務局長お願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） これは前回にもお話ししておりますが、24日、25日と2月、3月の議案説明会がありますが、24日の最初に2月会議の議案説明を行って、引き続き3月の議案説明に入るという日程でございます。24日は2月の議案説明が終わっていますので、24日の終了後に2月会議の議案の議会運営委員会、25日は3月会議の議案の議会運営委員会ということをご予定しておりますので、24日、25日の終了後です。

○委員長（小西秀延君） これについて何かご質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ほかに、その他をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） なければ、本日の議会運営委員会を以上で終了したいと思います。

（午前11時30分）